■ 第１期障がい児福祉計画　成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料２－２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目  （成果目標） | | 国の基本指針 | 第１期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標の考え方 |
| 障がい児支援の提供体制の整備等 | 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について | ＜目標＞  平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。  なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞  国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村ごとに目標を設定されたい。また、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努められたい。 |
| ＜考え方＞  障がい児支援の中核的な機関となる児童発達支援センターの圏域ごとの配置状況は65%であるが、重層的な地域支援体制を構築するため、すべての圏域に設置するというもの。 |
| ＜目標＞  平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞  国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とし、市町村ごとに目標を設定されたい。その際には、上記目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。 |
| ＜考え方＞  児童発達支援センターの圏域ごとの配置状況は65%であるが、そのうち、保育所等訪問支援を実施しているのは58%。各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどを想定。 |
| 医療的ニーズへの対応  障がい児支援の提供体制の整備等 | ＜目標＞  平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。  なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞  大阪府内の重症心身障がい児は約2,400人であることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数を除した〔調整中〕箇所を平成32年度末までに確保することを大阪府の目標として設定。この目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに目標を設定されたい。 |
| ＜考え方＞  主に重症心身障がい児の発達支援を行っている事業所は、児童発達支援248か所（事業所全体の6.3%）、放課後等デイサービス354か所（事業所全体の4.1%）となっている。 |
| ＜目標＞  平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞  国基準に沿った目標設定とし、平成30年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定されたい。  その際には、各市町村において児童福祉法第５６条の６第２項に規定された「医療的ケア児」の実態把握のための調査を実施した上で、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など既存の会議の活用も検討されたい。また、大阪府においては、実態把握のための調査要項 及び 協議の場の設置促進のための支援ツールを作成する予定であるので、活用されたい。 |
| ＜考え方＞  児童福祉法の改正により、保健・医療・福祉その他の関連分野の支援を行う機関との連携調整のための体制の整備に関し必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定。医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるよう、設置するもの。 |